

「精神障がい者に対する交通機関等の助成についての提言」に対する回答 について

この度の登別市市民自治推進委員会からの「精神障がい者に対する交通機関等の助成についての提言」に対し、次のとおり回答します。

記

【市の現状認識】

障がい者が住み慣れた地域で生活を送るため、障がい種別間での格差のない福祉の増進を図ることが必要であります。公共交通機関等の利用割引については、身体障がい者や知的障がい者を対象とし、精神障がい者を対象外としている実態にありますことは認識しており、これまでも、全国市長会や北海道市長会を通じ、また、市長自らが厚生労働大臣に対して「三障がいを対象とした公共交通機関運賃や高速道路利用料金の割引制度」について要望を行っております。

なお、精神障がい者に対する交通機関利用の助成としては、社会福祉施設への通所に要する交通費の一部を助成する「社会復帰施設通所交通費助成制度」があり、交通費の自己負担額の2分の1を北海道と登別市が4分の1ずつの負担を行っております。

また、市の単独事業として、一般交通機関を利用することが困難な重度の障がい者に対して、タクシーを利用する場合の費用を一部助成する「重度障害者福祉タクシー事業」を実施し、タクシー料金のうち基本料金を1人月3回年36回を限度として助成しており、精神障がい者（一級）も対象としております。

【提言内容の課題】

この度の提言の交通機関（JR、航空機、バス、タクシー等）や有料道路の割引は、登別市のエリアに留まらず、道内、全国に渡るものであることや他の障がい者の交通機関割引制度は、国の制度（道路運送法）により行われており、その割引される額については、各事業者の経営判断によるもので、全額事業者負担で行われているものであります。

【検討結果】

この度の提言を受け、内部での協議を経た後、8月に地元のバス会社及びハイヤー会社と精神障がい者についても、障害者自立支援法の理念を踏まえて割引を実施していただけるよう協議を行ったが、「精神障がい者についても身体・知的障がい者と同様に扱うように国の通達が出た場合には検討するが、現段階では新たに割引の申請等を行うのは経営上困難である」との回答を得ております。

また、この度の提言である交通機関や有料道路の割引については、基本的には国の責任において行うべき障がい者福祉施策であることから、今後も引き続き、全国市長

会等を通して精神障がい者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について割引制度を設けるとともに、身体障がい者及び知的障がい者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等について、関係機関へ要望してまいります。